

相続財産及び相続人の数の把握  
(2)円満な遺産分割、(3)節税対策 参照)  
相続人の数 = 人

相続財産の課税価格の試算  
(3)節税対策 参照)  
合計 万円

相続税額の試算  
(3)節税対策 参照)  
税額 万円

被相続人の相続財産から納税可能か

No (4)納税資金対策

相続人の所有財産から納税可能か

No (2)円満な遺産分割、(4)納税資金対策

被相続人の売却可能な不動産があるか

No (4)納税資金対策

被相続人の自社株式を会社に売却可能か

No (4)納税資金対策

延納により納税可能か

No (4)納税資金対策

物納により納税可能か

No (4)納税資金対策

生命保険に加入が可能か

No (4)納税資金対策

事前の相続対策及び納税資金対策が必要

相続財産	課税価格	このうち即納税 資金化できるもの
現金預金 上場株式 公社債等	万円	万円
ゴルフ会員権 自社株式 不動産 生命保険金等		
退職金等 その他金銭債権等 債務		
合計	万円	万円

Yes

Yes

(ただし、将来的なことも考えて選択等要検討  
(2)円満な遺産分割、(4)納税資金対策)

Yes

(不動産を売却し納税。不動産の選択及び売却に  
かかる税金等要注意 (4)納税資金対策)

Yes

(金庫株として買い取ってもらい納税。経営権、会社  
の財務への影響及び売却に係る税金等要注意  
(4)納税資金対策)

Yes

(延納により納税。最長20年だが、要件や利息等  
も考慮し要検討 (4)納税資金対策)

Yes

(延納により納税。要件や活用方法等も考慮し  
要検討 (4)納税資金対策)

Yes

(生命保険により納税。金額、種類、加入方法  
等要検討 (4)納税資金対策)

相続人を受取人として本人が契約。  
相続人が契約し、保険料を贈与。  
会社が役員保険をかけ、退職金等  
として支給

基本的の納税資金問題なし